

令和7年度 みやき町立中原中学校 学校だよりNo.3



蒼鷹

～青空を大きく舞う鷹のように～

発行：令和7年7月18日（金）

（文責）校長 川原 文

した。水泳は、200m、100m自由形で九州大会出場を決めました。おめでとう！

生徒写真

《夏に輝く》 三養基・神埼地区中総体

去る6月28日、29日の二日間で、三養基・神埼地区中学校総合体育大会が行われました。本校からは、「軟式野球部、ソフトテニス部（女子）、バレーボール部（男女）、卓球部（男女）剣道部（女子）」が、団体又は個人で試合に出場しました。結果は様々ありますが、結果次第で、3年生にとっては、最後の闘いになるかもしれない…という緊迫感の中での試合になりました。

県大会への出場を決めたのは

- 軟式野球 第1位
- 剣道（女子） 第2位 この2種目です。

生徒写真

生徒写真

地区大会にせよ、県大会にせよ、このような大きな大会（いわゆる公式戦など）に出場し、試合をするごとにみるみる力をつけていく選手（チーム）があります。県大会出場が叶った選手（チーム）は、高い目標を掲げて、さらなる成長の場にしてほしいと思います。

《がんばれ！ 県大会》中総体、吹奏楽コンクール

先週末、7月12日、13日には、

- 水泳競技〔SAGA アクア〕
- 柔道〔基山町総合体育館〕が行われました。この2種目は、地区予選は行われませんので、この日が県大会で

また、地区大会を勝ち抜いた●軟式野球は、7月19日（土）から。●剣道は、7月22日（火）に、県大会に出場します。

そして、吹奏楽部は、7月27日（日）午前に演奏します。みなさん、悔いのないプレー、演奏ができることを心から祈っています。時間のある方は、声援を送っていただければと思います。

《熱中症の予防と対策を！》

WBGT（暑さ指数）が31℃を越える日が続いています。本校では、毎日3回（朝・昼・部活前）WBGT を計測して、数値を掲示するとともに、放送でのお知らせをしています。

また、全校朝会や、昼の放送、帰りの放送。保健室前の掲示板などを活用して、熱中症が起こる原因や、具体的な予防法、対応の仕方を伝えています。

さらに、生徒会からも先日の生徒朝会で呼びかけてくれました。

中原中生全員が、健康で、安心して生活をおくるために、暑さ指数が高まっているときには、学校としての判断基準で、活動の範囲を制限することもあります。

- ・暑さ指数31℃以上の時は、昼休みを室内で過ごす
- ・運動部の部活動は2時間以内を厳守し、練習メニューに給水タイムを設定する。加えて、いつでも個人の判断で給水してよい。また、そのように部員同士で声をかけあう。



また、7月初めから、ペットボトル入りの飲料水（スポーツドリンク等）、日傘、帽子（体育で購入したもの）、アームカバー、ネッククーラーを推奨しています。登下校の際

の日差し、気温にも要注意ですので、ご自宅でも対策をご検討ください。

なお、以下のことについては、ご留意、ご協力をお願いします。

・ペットボトルには必ずカバーを付ける⇒他人のものとの誤飲を避けるため（保冷の効果も）

・日傘、帽子、アームカバー、ネッククーラー は、生徒玄関ではずす。（冬季のマフラー・コート等と同じ扱い）

・いずれも、記名をする。

2学期に入ってもしばらくは気温の高い日が続くことと思います。引き続き対策をとりながら、学校生活が滞らないような工夫をしていきますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

《自転車の乗り方はどうでしょう?》

中原校区は、坂の多い町だと感じます。さらに、JRの路線が通っていて、踏切も数多くあります。学校の前の道路ももちろん坂道ですし、少し離れたところも緩い坂道や踏切もあります。

中学生になって、自転車の乗り方もずいぶん上手になり、スピードも出せるし、乗りこなせるようになってきた人も増えてきたことと思います。

保護者のみなさま、一度お子さんがどのような自転車の乗り方をしているか、尋ねてみてはいただけないでしょうか。そして、安全で、マナーの良い乗り方を話題にしていただければと思います。

- 乗るときは左側、右を通るなら押して歩く
- 常に、歩行者最優先の心構え
- いつでも止まれるスピードで乗る
- 特に下り坂ではスピードを落とす
- 周りの歩行者や車のドライバーを驚かすような乗り方はしない
- ヘルメットの着用は、2023年に道路交通法に定められ、中学生だけでなく、自転車に乗るすべての人の努力義務です

※ 努力義務ですから罰則はありません。ただし、事故が発生した場合に、不利になる可能性があるそうです。

以前は、登下校時や外出の際（土日を含む）にヘルメットを着用していないと「自転車通学停止」などの罰を学校が与えていました。ですが、そもそも、学校がそのような

権限をもっているわけではありませんので、上記のような罰則はすでになくしています。

ただし、登下校時（部活動を含む）の自転車利用については、許可制としており、その許可を得るための約束をしていただいていますので、約束が守れない時の指導は行っています。

整理すると、学校が休みの日や、個人での外出時のヘルメット着用については、学校の指導の範囲外となります。したがって、罰則はありませんし、登下校時と同じような位置づけでの指導はしておりません。ですが、道路交通法の改正を受け、自分の身を守るための交通ルールであること、伴ってのヘルメット着用も、折に触れ指導は続けております。どうかご家庭でも、登校日、休日にかかわらず、出かける前、帰宅時のお声掛けをお願いします。また、交通ルールやマナー、万が一の時の対応の仕方などについて、ご家庭でも話題にし、じっくり考えさせる機会をもっていただきたいと思います。

みやき町は通学用ヘルメットの購入時に、町からの補助金が出ています。町のお金ということは、町民のみなさまの税金を使っているということ。このような仕組みや、意義などについて、ご家庭でもお話いただくことは、中学生にとって意味あることと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

学校の働き方改革の名のもとに、「学校は（教員は）楽になっている」と、思われることもあるかもしれませんが、決してそういうことではなく、これまで、学校が負いすぎていた（口を出しすぎていた）部分を、一旦、家庭や地域に戻し、それぞれの役割を自覚してその本分をしっかりとやりましょう。そのうえで、力を合わせて子どもたちを育てていきましょう、ということです。

これまで長年にわたって積み上げられた学校を中心とした文化や、「学校」のイメージが根強いことと思います。これからも地域の会議やPTA、学校運営協議会などの場で、学校の置かれている現状をお話させていただきながら、地域と共にある学校づくりをめざしてまいります。今後ともよろしくお願いいたします。

